

## 木祖村との交流について

### ●木祖村宿泊施設利用助成の状況（平成28年3月1日現在）

平成27年度 842人（1,520,000円） 平成26年度 803人（1,547,500円）

### ※宿泊施設利用助成制度の変更について

友好自治体の志摩市についても助成を検討する。

平成28年度に志摩市、木祖村と協議し、平成29年度からの制度変更を検討する。

### ●平成日進の森 春の森見学会（平成27年5月9日（土））

市民28人参加 除伐・つる切作業など

### ●日進市・木祖村合同育樹祭（平成27年10月17日（土））

市民9人、中学生33人、新規採用職員14人参加

午前、木曾郡植樹祭（こだまの森）式典参加、植樹作業

午後、日進市・木祖村合同育樹祭式典参加、除伐・つる切作業など



### ●木祖村源流夏祭り（平成27年8月1日（土））

市長（代理 市民生活部長）公式参加。議長参加。

### ●にしん市民まつりでのブース出展（平成27年11月8日（日））

特産品の販売など

## 志摩市との交流について

### ●御田植祭（平成 27 年 6 月 24 日（水））

市長（代理 企画政策課長）公式参加。

日本三大御田植祭の一つにかぞえられ、国の重要無形民俗文化財に指定されている。

### ●にしん市民まつり（平成 27 年 11 月 8 日（日））

・日進市・志摩市防災協定締結・披露



- ・志摩市長によるブリの解体ショー
- ・ブース出展（てこね寿司（志摩市・木祖村・日進市コラボ）・あおさの無料配布）  
てこね寿司は、先着 400 名に配布した。また、あおさも先着 400 名に配布した。



### ●日進市・志摩市議会交流事業（平成 28 年 1 月 27 日（水）～1 月 28 日（木））

行政研修、現地研修、意見交換会を通して、互いの資源や人材、文化、風土などを知り、さらなる交流の推進に努めた。

### ●平成 28 年度からの取組み

・交流調整会議の実施

日進市、志摩市の連携に関する部署の職員が集まり、テーマ（観光、教育、文化等）ごとに分かれて意見交換し、連携事業等の検討をする会議を実施する（年 1 回程度）。

・職員交流の実施

主に新規採用職員が志摩市に行き、志摩市職員・志摩市民と志摩市の自然をとおした交流を行い、互いに理解、親睦を深める機会をつくり、関係の発展を推進する。



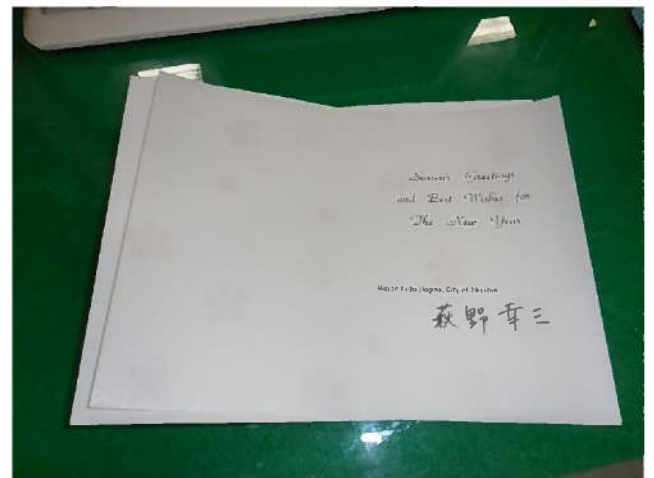
## 海外・姉妹都市との交流について

### ●クリスマスカード、グリーティングカードの交換（オーエンズボロ市）

#### ・クリスマスカード（オーエンズボロ市）



#### ・グリーティングカード（日進市）



日進市議会の議決すべき事件を定める条例

平成28年2月25日  
条例第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のとおり定める。

- (1) 日進市自治基本条例（平成19年日進市条例第24号）第20条に規定する日進市総合計画のうち基本構想部分の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) 姉妹都市又は友好自治体の提携及びその提携の解消に関すること。
- (3) 憲章及び各種の都市宣言の制定、変更又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に議決する事件について適用する。

(案)

日進市姉妹・友好都市委員会規則

平成 年 月 日  
規則 第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市附属機関の設置に関する条例（平成26年日進市条例第25号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、日進市姉妹・友好都市委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 条例別表に定める委員会の担任する事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 海外の都市、地域等（以下「海外都市等」という。）又は国内自治体との姉妹・友好都市の提携に関する事項
- (2) 海外都市等又は国内自治体との交流に関する事項

(委員)

第3条 条例別表委員構成の欄に掲げる各種団体の役職員は、市内で活動し、かつ、次の各号のいずれかに該当する団体の役職員とする。

- (1) 国際交流又は地域間交流の推進を目的とする団体
- (2) 現に海外都市等又は国内自治体との交流推進事業を実施している団体

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。